

食安輸発第0313002号
平成21年3月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(アルゼンチン産トマト及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号）に基づき実施しているところです。

今般、国内における自治体の収去検査の結果、アルゼンチン産トマト缶詰において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

アルゼンチン産トマト及びその加工品

2 検査項目及び検査頻度

- (1) FRUTOS DE CUYO S. A. が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対しハロキシホップに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（ハロキシホップを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：ホールトマト缶詰
2. 生産国：アルゼンチン
3. 製造者：FRUTOS DE CUYO S. A.
4. 検査結果：ハロキシホップ 0.019ppm、0.024ppm（基準値：0.01ppm）
5. 輸入者：富永貿易 株式会社